

議案第 2 5 号

狭山市地区センター設置条例の一部を改正する条例

狭山市地区センター設置条例（昭和 3 2 年条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 入間川地区センターの項中「狭山市入間川 3 丁目 1 番 1 号」を「狭山市入間川 1 丁目 3 番 1 号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

平成 2 3 年 6 月 1 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

入間川地区センターの移転に伴い、同センターの位置に関する規定について所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。